

危機事象の発生時における応援・協力体制に関する協定書実施細目

(趣 旨)

第 1 条 この実施細目は、危機事象の発生時における応援・協力体制に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援幹事道県歯の決定方法)

第 2 条 協定書第 2 条に規定する応援幹事道県歯の決定については、北海道・東北地区歯科医師会専務理事会議（以下「専務理事会議」という。）で協議のうえ、北海道・東北地区歯科医師会役員協議会（以下「役員協議会」という。）において決定する。

(情報の共有)

第 3 条 協定書第 4 条に規定する情報の共有について、第一順位応援幹事道県歯は、当番道県と連絡調整を密にし、各道県歯に情報の共有化を図るものとする。

2 前項の連絡調整において、当番県が被災道県の場合は、前条の順位に従い、各道県歯に情報の共有化を図るものとする。

(応援に関する諸事項)

第 4 条 協定書に規定する諸事項については、専務理事会議で協議のうえ、役員協議会において承認を得るものとする。

(実施細目の見直し)

第 5 条 実施細目は、必要に応じ見直しこととし、役員協議会において承認を得るものとする。

附 則

この実施細目は、平成 26 年 10 月 11 日から施行する。

応援幹事道県歯（別表 1）

応援幹事道県歯

被災道県	第一順位	第二順位	第三順位	第四順位	第五順位	第六順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
青森県	北海道	秋田県	岩手県	宮城県	山形県	福島県
岩手県	秋田県	北海道	青森県	宮城県	福島県	山形県
秋田県	岩手県	青森県	北海道	山形県	宮城県	福島県
宮城県	福島県	山形県	岩手県	青森県	秋田県	北海道
山形県	宮城県	福島県	秋田県	岩手県	青森県	北海道
福島県	山形県	宮城県	青森県	秋田県	岩手県	北海道